江府町告示第１号

平成30年１月12日

江府町長　白　石　祐　治

第１回江府町議会臨時会を下記のとおり招集する。

記

１、日　　時　　平成30年１月19日

２、場　　所　　江府町役場議場

３、付議事件

１．江府町特別会計設置条例の一部改正について

２．江府町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

３．江府町合併処理浄化槽の管理に関する条例の制定について

４．江府町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について

５．平成29年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第６号）

６．平成29年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

○開会日に応招した議員

森　田　哲　也	川　端　登志一	阿　部　朝　親
川　上　富　夫	空　場　　語	三　好　晋　也
三　輪　英　男	上　原　二　郎	長　岡　邦　一
川　端　雄　勇		

○応招しなかった議員

な　し

第1回 江 府 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 （第1日）

平成30年1月19日（金曜日）

議事日程

平成30年1月19日　午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　議案第1号　江府町特別会計設置条例の一部改正について

日程第4　議案第2号　江府町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5　議案第3号　江府町合併処理浄化槽の管理に関する条例の制定について

日程第6　議案第4号　江府町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について

日程第7　議案第5号　平成29年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）

日程第8　議案第6号　平成29年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

出席議員（10名）

1番　森　田　哲　也	2番　川　端　登志一	3番　阿　部　朝　親
4番　川　上　富　夫	5番　空　場　　語	6番　三　好　晋　也
7番　三　輪　英　男	8番　上　原　二　郎	9番　長　岡　邦　一
10番　川　端　雄　勇		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 …… 梅　林　茂　樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 白　石　祐　治　　副町長 …… 影　山　久　志

教育長 ……	富　田　敦　司	総務総括課長 ……	池　田　健　一
会計管理者 ……	矢　下　慎　二	教育課長 ……	川　上　良　文
庁舎・財務担当課長 ……	奥　田　慎　也	農林産業課長 ……	下　垣　吉　正
奥大山まちづくり推進課長	加　藤　邦　樹	福祉保健課長 ……	生　田　志　保
建設課長 ……	小　林　健　治	農林産業課長参事 ……	石　原　由美子
住民課長 ……	日野尾　泰　司		

午前１０時１５分開会

○議長（川上　富夫君）　改めましておはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、平成３０年第１回江府町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第１２１条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。なお、日程に先立ち、傍聴者の方にお願いいたしますけども、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いをいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（川上　富夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において、１０番、川端雄勇議員、１番、森田哲也議員の両名を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（川上　富夫君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

日程第３　議案第１号　から　日程第８　議案第６号

○議長（川上　富夫君）　日程第３、議案第１号、江府町特別会計設置条例の一部改正についてから日程第８、議案第６号、平成２９年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）まで、以上６議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石　祐治君）　議長。

○議長（川上　富夫君）　白石町長。

○町長（白石　祐治君）　本臨時議会に提出いたしております要旨の大要についてご説明を申し上げます。

議案第１号でございます。江府町特別会計設置条例の一部改正についてでございます。

本案は、経営状況の透明化や財政マネジメントの向上等に向けて、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計を地方公営企業法の適用とするため、条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして議案第２号でございます。江府町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

本案は、簡易水道事業を地方公営企業法の適用とするため、江府町簡易水道事業について必要な事項を定めるものでございます。地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして議案第３号でございます。江府町合併処理浄化槽の管理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、合併処理浄化槽使用者の維持管理の負担軽減を図るため、町が使用者から維持管理を受託することについて必要な事項を定めるものでございます。地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第４号でございます。江府町下水道等事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

本案は、農業集落排水事業、林業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽事業を地方公営企業法の適用とするため、江府町下水道等事業について必要な事項を定めるものでございます。地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第５号でございます。平成２９年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算

（第６号）でございます。

本案は、平成２９年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ７８万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３４億３，７９９万１千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳出につきましては総務費２９万９千円の増額、民生費１７３万５千円の増額、衛生費７万円の増額、農林水産業費３１万５千円の減額、土木費１６４万円の増額、教育費８５万３千円の増額、予備費５０７万１千円の減額。歳入につきましては、県支出金４７万４千円の減額、諸収入３１万５千円の減額。以上により補正予算を編成いたしました。地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第６号でございます。平成２９年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）でございます。

本案は、職員手当及び旅費の増額、また水道施設配電線工事の追加に伴い歳出の補正を行うもので、既定に予算総額２億７，４７６万８千円内で組み替えいたすものでございます。以上により補正予算を編成いたしました。地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては主幹課長より説明させますので、お聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（川上　富夫君）　所管課長より議案の詳細説明を求めます。

小林建設課長。

○建設課長（小林　健治君）　失礼いたします。議案第１号、江府町特別会計の設置条例の一部改正につきましてご説明を申しあげます。１枚おはぐりください。総務省から簡易水道事業及び下水道事業は平成３１年度までに公営企業法を適用する事業として公営企業会計にできる限り移行する事が要請されています。本案は、経営状況の透明化等におきまして、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計を地方自治法の規定による特別会計から地方公営企業法の適用に移行するために、条例の一部を改正するものでございます。一部改正条例をつけておりまして、表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正前の下線部分の環境整備事業、それから３号の農業集落排水事業特別会計、４号の簡易水道事業特別会計、５号の特定環境保全公共下水道事業特別会計、６号の林業集落排水事業特別会計を除きまして、号数ずれに対応し、改正をするものでございます。附則といたしましてこの条例は平成３０年４月１日から施行するということにいたしております。

続きまして、議案第２号、江府町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明を

申し上げます。1枚おはぐりください。この条例につきましては、6条までといたしております。主だったものにつきましてご説明させていただきます。まず、第1条の簡易水道事業の設置といたしまして、地方公営企業法第2条第3項の規定によりまして、簡易水道事業は条例の定めるところによりまして、地方公営企業法を適用することができる事業となります。生活用水その他の浄水を町民に供給するため簡易水道事業を設置するということで、1条が設置ということでございます。第2条で地方公営企業法の財務規定の一部適用について記載をいたします。第3条では経営の基本に関する事項について、それから第4条で予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について、それから第5条で会計事務の処理について、水道事業の出納及び会計事務を会計管理者への事務委任を定めております。1枚おはぐりください。第6条で業務状況説明書類の作成についてということで、公営企業会計によりまして会計処理が複式簿記となりまして、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書などの財務諸表等も必要となるものでございます。それから附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するということにいたしております。

続きまして議案第3号、江府町合併処理浄化槽の管理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。地勢上、財政上やむを得ずに、下水道整備計画区域外につきましては、個人で合併処理浄化槽を設置して維持管理を行っています。その維持管理に要する経費から下水道使用料を控除した額を維持管理補助金として交付をしていますが、合併処理浄化槽使用者の維持管理の負担軽減を図るため、希望者には下水道使用料を徴収し、町へ維持管理を委託する事が出来るようにいたします。この条例につきましては、12条までといたしております。主だったものにつきましてご説明を申し上げます。まず第1条の趣旨といたしまして、町が合併処理浄化槽を管理する事について必要な事項を定めています。第2条で用語の定義、第3条で処理区域、第4条で合併処理浄化槽の維持管理委託について、第5条で使用者の届出、1枚おはぐりください。第6条で使用料につきまして、それから、第7条がその使用料の減免、第8条が電気料金の負担、それから第9条が資料の提出、そして第10条で保管業務等について、それから第11条が修繕費用等の負担、第12条につきまして委任ということで定めております。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するということにいたしております。

続きまして、議案第4号、江府町下水道等事業の設置等に関する条例の制定についてご説明を申しあげます。1枚おはぐりください。この条例につきましては、6条までといたしております。主だったものにつきまして、ご説明させていただきます。まず第1条の下水道等事業の設置とい

たしましてですが、同じように地方公営企業法第２条第３項の規定によりまして、農業集落排水事業、林業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽事業の下水道等事業は条例で定めるところにより、地方公営企業法を適用することができる事業となります。公共用水域の水質の保全に資するため下水道事業等を設置いたします。第１条では設置をいたすということでございます。第２条で地方公営企業法の財務規定等の一部適用について、そして、第３条で経営の基本に関する事項について、それと１枚おはぐりください。第４条以降は先程の議案第２号の江府町簡易水道事業の設置に関する条例と同様でございます。附則といたしましては、この条例は平成３０年４月１日から施行するということにいたしております。以上です。

○議長（川上　富夫君）　次、奥田課長。

○庁舎・財務担当課長（奥田　慎也君）　失礼いたします。議案第５号、平成２９年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第６号）についてご説明申し上げます。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ７８万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３４億３，７９９万１千円といたすものでございます。１枚おはぐりください。補正いたします主な内容でございますけれども、産休に入ります職員の代替え職員の補正と人件費を精算しているものでございます。歳入でございます、県支出金、県補助金２８万円の増額。県委託金７５万４千円の減額。諸収入、受託事業収入３１万５千円の減額。計７８万９千円の減額といたしております。１枚おはぐりください。歳出でございます、総務費、総務管理費１５９万円の増額。選挙費１２９万１千円の減額。民生費、社会福祉費９２万２千円の増額。児童福祉費８１万３千円の増額。衛生費、保険衛生費７万円の増額。農林水産業費、農業費３１万５千円の減額。土木費、道路橋梁費１６４万円の増額。教育費、教育総務費５０万７千円の増額。社会教育費３４万６千円の増額。予備費といたしまして５０７万１千円の減額。計７８万９千円の減額といたしておるところでございます。第２表でございます、債務負担行為補正でございます。江府町立学校給食センター調理等業務委託費の債務負担行為でございます。これは４月１日から直営で行っておりました学校給食を民間に委託するものでございます。期間は平成３０年度から平成３２年度まで。限度額は４，８６０万円でございます。以降事項別明細書を添付しておりますので、ご審議の上ご承認を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（川上　富夫君）　小林建設課長。

○建設課長（小林　健治君）　失礼します。議案第６号、平成２９年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額２億７，４７６万８千円内で組み替えをいたすものでございます。２枚おはぐりください。第１表の

歳入歳出予算補正ですけども、歳出につきましては総務費２５万１千円を増額、水道事業費の工事請負費を１０万１千円減額して負担金補助及び交付金を１０万１千円の増額、予備費２５万１千円を減額し組み替えるものであります。これは時間外手当の増額、それから国庫補助事業に伴う旅費、水道施設整備事業に伴う配電線工事負担金によるものでございます。以上です。

○議長（川上　富夫君）　以上、提案理由の説明が終了いたしました。

これから、議案に対する質疑を行います。質疑、討論、採決の進行は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第３、議案第１号、江府町特別会計設置条例の一部改正について。

議案第１号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上　富夫君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第１号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第４、議案第２号、江府町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

議案第２号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上　富夫君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第２号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしまし

た。

日程第５、議案第３号、江府町合併処理浄化槽の管理に関する条例の制定について。

議案第３号の質疑を行います。

○議員（３番　阿部　朝親君）　議長。

○議長（川上　富夫君）　３番、阿部議員。

○議員（３番　阿部　朝親君）　ちょっと確認なんですが、第１１条、修繕費用等の負担のところなんですけども、この条例自体は、普通の簡水とか下水道と同じような考え方で管理をするということに基づいての条例だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（川上　富夫君）　答弁を求めます。

小林課長。

○建設課長（小林　健治君）　それでよろしいです。そのとおりです。

○議長（川上　富夫君）　阿部議員。

○議員（３番　阿部　朝親君）　それでもう１つ。１１条の費用負担の関係なんですけども、集落単位で下水と同じような考え方で管理するということなんですが、申請者等の責めに帰すべき事由によって修繕・移設・撤去の必要が生じたときには、費用を負担しなければならないいうことになっておりますけども、通常の管理が出来ておれば別にどうこうないと思いますが、集落単位等で下水とかっていう施設につきましては、修繕等かかる費用がその合計の中でおいたものですけども、これの公共の管理をしておった状況で個人の責めで出来ない修繕等におきましては、どういうふうな格好で支出されるお考えがあるんでしょうか。

○議長（川上　富夫君）　答弁を求めます。

小林課長。

○建設課長（小林　健治君）　本人の帰すべきものでないとき、例えば災害等がございまして、合併浄化槽が壊れたとか、そういった場合には町の負担の方で修繕等を行うということになっています。

○議長（川上　富夫君）　よろしいでしょうか。

３番、阿部議員。

○議員（３番　阿部　朝親君）　それは天災的なものにつきましては分かるんですけども、通常当然その何かの機械的なものは消耗するわけですね、そういうものの組み替え等につきましてはいかがでしょうか。

○議長（川上　富夫君）　小林課長。

○建設課長（小林　健治君）　通常の修繕の本人が帰すべき分には、例えばなんですけど、合併処理浄化槽がございまして、例えばそこが庭とかあって、その上に何か重いものが乗って、例えば重機とかが乗って壊れたとか、そういった場合にはやっぱり本人に修繕の負担となります。経年劣化によりますものにつきましては、当然町で負担をするということになります。

○議長（川上　富夫君）　他にございますか。質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上　富夫君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第３号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第６、議案第４号、江府町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について。

議案第４号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上　富夫君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第４号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第７、議案第５号、平成２９年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第６号）。

議案第５号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上　富夫君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第５号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第８、議案第６号、平成２９年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）。

議案第６号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上　富夫君）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第６号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上　富夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

○議長（川上　富夫君）　以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本臨時会はこれをもち閉会といたします。お疲れさまでした。

午前１０時４４分閉会